

第27回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月5日(月)午後1時24分から午後2時33分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(22人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
5番	寺崎 正親	6番	酒井 孝
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	信澤 健治	10番	中沢 幸子
11番	山田 孝夫	12番	井田 裕
13番	大河原 藤雄	14番	塚越 勤
16番	飯塚 大輔	17番	加藤 精一
18番	福田 敬一	19番	石井 多加志
20番	清水 悟	21番	松田 健
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	堀越 良和	25番	吉田 春美

4 欠席委員(2人)

3番	佐藤 勲	15番	永井 保伸
----	------	-----	-------

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主査	小暮 純子
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	谷山 もも子
主任主事	岩井 道裕

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） それでは、第27回農業委員会総会に当たりまして、まず最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 本日、総会にご出席の皆様、こんにちは。4日、5日と高崎まつりが開催されて、私はちょっと行けなかったのですけれども、3年ぶりに山車や神輿が出たということで、にぎやかに開催されたということでございます。

それにしましても、こんないつになっても秋空がなかなか望めないような天候で、車でラジオを聞いていたのですけれども、毎日、曇り時々雨、曇り時々雨、ずっと曇り時々雨、ちょっと天候がどうしたのかななんて思って、これから秋野菜の成長にどのような影響が出るかがちょっと心配のところでございますけれども。それにしましても、いろいろなものが値上がりしてしまっていて、生活用品、食料をはじめ、農業関係では、肥料だとか資材だとか、飼料だとか、いろいろなものが値上がりで、これからの農業経営は大変だな。その分収入が上がればいいのですけれども、なかなかそういうわけにいきません。これから、いつまでそんな状況が続くのか分かりませんが、一度上げたものはなかなか下がるようなことはないと思います。野菜もする人も、多く化成肥料を使わないで、値段が高いので、いろいろ堆肥だとか、そういうものを活用しながらやるという栽培方法を皆さん考えておるようですけれども、また新たな栽培方法ということで四苦八苦しなからやることだと思います。

そういうことで、この間の事前協議でもお話ししました、内容も皆さんご承知のとおり、今日の議案内容、非常に少なく事前調査案件もございません。時にはこのようなこともあると思います。次回は、どのぐらい申請が出されるか分かりませんが、いろいろ議案等ございますけれども、今後ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。第27回の総会に当たりましての挨拶といたします。よろしく願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、始めたいと思います。

それでは、ただいまから第27回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者は2名おりまして、3番の佐藤勲委員及び議席番号15番の永井保伸委員が欠席との連絡がございました。ということで、出席委員は、全員24名のところ22名でありまして、過半数を超えておりますので、総会は成立とい

たします。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆様にお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号8番、須田直子委員及び20番の清水悟委員の両名を指名いたします。また、書記の任命については、事務局の小暮主査を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

議事に入る前に、皆さんに毎回申し上げておるのですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成11年9月16日許可、群馬県指令西農第1132号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、次のナンバー2と計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第4号ナンバー23が関連案件でございまして、

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は庭用地でございまして、平成12年8月16日許可、群馬県指令西農第1058号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなり、庭用地として使用しなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、なお、こちらの案件につきましては、さきのナンバー1と計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第4号ナンバー23が関連案件でございまして、

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年7月22日許可、高農委指令第1249号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年7月22日から令和12年7月21日までの10年間とございます。変更の理由につきましては太陽光発電の名

義を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の案件でございますので、転用期間は令和4年9月22日から令和12年7月21日までの10年7か月間の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請議案書20ページ、議案第4号ナンバー27が提出されております。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和元年10月23日許可、高農委指令第1400号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は令和元年10月24日から令和11年10月23日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の案件でございますので、転用期間は令和4年9月22日から令和11年10月23日までの7年1か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第4号ナンバー31が提出されております。

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和元年11月22日許可、高農委指令第1455号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は令和元年11月22日から令和11年11月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の案件でございますので、転用期間は、令和4年9月22日から令和11年11月21日までの7年と2か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第4号ナンバー32が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま計画変更の申請の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お伺いいたします。

皆さんのほうからございますでしょうか。

これと異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和4年9月22日から令和14年9月21日までの10年間でございます。また、支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書15ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。設定期間は、令和4年9月24日から令和7年9月23日までの3年間でございます。また、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書18ページ、議案第4号ナンバー16が関連案件でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番から14番につきましては、保留でお願いいたします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、保留4件を除く10件でございます。なお、この10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当し

ない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今、11番から14番まで説明ございましたけれども、11番から14番、この間、北部の事前協議のときにいろいろ意見がございまして、そこでいろいろやり取りしたのですけれども、このことに関して、事務局から申請人にお伝えしてもらい、今回は保留ということでございます。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

11から14は後にして、6番の市外の法人へ貸し付けている。利用権だと言ったよね、これ。

○事務局 はい。

○会長 この利用権は、何年のあれになっている。

○事務局 すみません。期間までは確認しておりません。

○会長 いや、本人が農業経営の拡大のため申請地を買い受けて耕作したいと。これから経営拡大をすることになっているけれども、もし利用権が切れれば、では、そこも自分で耕作することなのかな。

○事務局 一応、市外の農地の位置の確認はさせていただきまして、自宅からは距離がありますので、今後についても継続して利用権で貸し付けていくと見込んでおります。

○会長 はい、分かりました。

皆さんのほうから質問ございますでしょうか。それ以外の11番から14番のことでもいいですけれども。

はい。

○17番加藤委員 17番、加藤なのですが、11番から14番の関係、確かにこの間事前協議のときにいろいろ出たのですけれども、経営農地は高崎だけなのか、群馬県内でもっと違うところであって、どうやっているというのは確認していますか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 事務局です。確認はしておりまして、少々お待ちください。

高崎以外ですと、前橋、富岡、安中などで営農しています。

○17番加藤委員 分かりました。いや、私言いたいのは、では、そこで、高崎農業委員会だけでルールを決めていくのはベストなのか。あるいは、ほかの地域全体を巻き込んだ中で対応していくのがベストなのか。その辺は、じっくり整理したほうがいいと思います。

○事務局 はい、承知いたしました。一応事務局のほうから加藤委員からのご指摘事項を受けて言えることは、基本的に管内の農業委員会がそれぞれあるので、その考え次第になるかとは思いますが。ただ、取扱いとしては下部の農地が耕作されていないことについては、どこの農業委員会も一緒だと思うので、方向性的には同じような感じにはなるかと思えます。

以上です。

○17番加藤委員 多分違う市町村も状況は同じと思われますよね。

○事務局 そうですね。しっかり耕作管理されているところもあれば、されていないところもある。

そういった状況かと思います。

○17番加藤委員 そういった状況を加味した中で、やはりこれからの、今後のことは検討したほうがいいと思います。

○事務局 はい、承知いたしました。

○17番加藤委員 はい、以上です。

○16番飯塚委員 すみません。

○会長 お願いします。

○16番飯塚委員 16番、飯塚です。その11～14番の関係、同じくすみません。この譲受人に対してだけ、何か特別なそういうルールというか、措置を設けるというのは、同じ太陽光をやっている中で、何でうちだけそういうルールをつくられてしまうのというところもあると思うのです。

○事務局 そうですね、はい。

○16番飯塚委員 その辺の平等性というか、太陽光をやっているのはこの譲受人に限らずいろんな方がやられているわけなので。

○事務局 そうですね。はい、ありがとうございます。今回、大前提の協議としては、営農型太陽光における下部の農地の取扱いについて、もうちょっと事務局として意見もんでいこうよというところで対応はしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 はい。

○16番飯野委員 よろしいですか。

○会長 はい。

○22番飯野委員 22番、飯野なのですけれども、先ほどご質問にも関連してなのですけれども、市内に適格法人で下部で営農型やっているところはあるのですか。

○事務局 適格法人で営農型太陽光を、要はこの譲受人以外の法人ということですよ。

○22番飯野委員 そうです。はい。管内では。

○事務局 複数の適格法人がおりまして、下部の農地では、サカキやフキをやっています。また何件かそういった相談、営農型太陽光をやりたいという相談自体は何件か来ております。

○22番飯野委員 結構です。何か今質問あったことに関連したので、その辺も含めても、では今後お願いします。

○事務局 承知いたしました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

ほかになければ、保留とした案件以外許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可といたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 申請地を農機具置場として整備したいという農業用施設の申請でございます。

3番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございまして、宅地591.73平米、山林462平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

この4条に関しては、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年9月22日から令和14年9月21日までの10年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書8ページ、議案第2号ナンバー1の地上権の設定の3条許可申請が提出されております。

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地198平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、転勤を機に高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請

でございます。転用期間は、令和4年9月24日から令和7年9月23日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました議案書9ページ、議案第2号ナンバー4、地上権設定の3条許可申請が関連案件として提出されております。

17番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、福祉事業を営んでいるが申請地を借り受けてグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

21番は、取下げとなります。本案件は、先月の総会で必要書類が調わなかったことにより保留になった案件でございます。不足していた書類について代理人に確認したところ、用意のめどが立たないため取り下げたいとのことで取下願の提出がありました。そのため21番は取下げとなります。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1とナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

24番 契約内容は使用貸借、老朽化した住宅を建て替えるに当たり申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、鉄筋工事業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

26番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため本社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し、引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間は令和4年9月22日から令和12年7月21日までの7年10か月でございます。また、さきにご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、老朽化した住宅を建て替えるに当たり申請地が農地法上の許可を得

ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地1,589.71平米と一体利用の申請でございます。

30番 契約内容は売買、機械修理業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため仕事場に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し、引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間は令和4年9月22日から令和11年10月23日までの7年1か月の申請でございます。また、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第1号ナンバー4が関連案件でございます。

32番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し、引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございますので、転用期間は令和4年9月22日から令和11年11月21日までの7年2か月間の申請でございます。また、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第1号ナンバー5が関連案件でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、払下げ済みの水路30平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、隣地でロッジの貸出しをするに当たり申請地を買い受けて利用者用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、取下げ1件を除く37件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の説明がございました。この中で、先ほど説明ございましたように、21番が取下げということで、これを除きまして、皆さん、これから審議を行います。

それでは、質疑をお受けいたします。

35番の地目、宅地ってなっていたけれども、農地台帳が農地なのだけれども、現況はどうなっていたの。

○事務局 現況も農地でした。

○会長 農地、耕作していた。

○事務局 耕作しているというよりは管理だけされているというような状態なのですけれども、割ときれいにされている状態。

○会長 はい。今回、議案数が少ないので、南部と北部一括して説明していただきました。以前から、北部は北部、南部は南部で件数が多かったのですけれども、今回はまとめて説明をしていただきました。

皆さんから、何か質問等ございますでしょうか。

そうすれば、なければ、まず初めに、このナンバー20が面積が3,544平米ということで、3,000平米を超えているので、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのだけれども、これは近接しているところに農地はないということで、周りに影響はないということなのだけれども、この農業用の水路とか、そういうあれは大丈夫。ここから水が下（シモ）のほうというか、低いほうに流れていくのだけれども、そこに関しては農地には影響ないね。

○事務局 申請地の南側に道を挟んだところに用水路がございまして、ただ、こちらにつきましては、排水に係る同意書のほうをしっかりとっておりますので、雨水の排水はオーバーフロー分をこちらの用水路へ排水するという計画になっているのですけれども、その辺については同意を得ております。

○会長 そう。では、大丈夫。

○事務局 はい。

○会長 後で問題になってしまうと困るので。

それでは、まず初めに、皆さんにお伺いいたします。ナンバー20につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取します。

そのほかの案件につきまして、皆さんからこれといった質問等なくて、許可としてよろしければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次の

とおりましたので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の長男でございます。相続開始年月日は、令和3年11月3日でございます。なお、令和4年8月25日に今井隆農業委員会長と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 今、事務局から説明がございました。私も一緒に同行して現地を確認してまいりました。きちんと耕作されていたことを、皆さんに報告いたします。

それでは、審議に入ります。質疑をお受けいたしますけれども、適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

事務局からの説明は、以上となります。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、この件に関しては、中室田地域ですので、石井多加志委員から報告をお願いいたします。

○19番石井委員 それでは、ナンバー1について現地を確認した結果をご報告いたします。

去る8月2日に推進委員の西山康雄委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、接道もなく山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められる

ものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま報告がございました。報告の中にもございましたように、私もこれ写真見たら、植林されてもう大分木が大きくなってしまっていて、周りも農地がないということで、これは、もうやむ得ないだろうという、そのような判断でございますけれども、皆さんから審議、異議がなければ証明しますが、よろしいでしょうか。

○16番飯塚委員 すみません、この件とはちょっと関係ないのですけれども、以前、原野化した農地が多い地域を重点地域として非農地化する活動を何か所かされていて、耕作放棄地の割合を減らすような活動で、結構な成果を上げられていたと思うのですが、最近あんまりそういった活動の話もちょっと聞こえなくなってしまうので、これはなぜかなと思います。

○会長 以前は吉井地域、そして、倉渕地域を行ったのですが、その後は、どうなのだろう。

だから、今度あれかな、また、そういうものは調査をしたほうがいいか。榛名地域も結構あるだろう。榛名、箕郷もある。

大変、いろいろ忙しいのだろうけれども、そういう調査、ここで皆さん、それしたほうがいいですよってなれば。

○16番飯塚委員 地元の推進委員さんとかもいるでしょうし、その周辺の推進委員さんや農業委員もいると思いますので、全てが事務局というわけではなく、何らかの協力体制を整えてやればいいのかないかなと思います。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 過去に吉井や倉渕等でもやったという経緯があります。ただ、まだ、今具体的なことは予定していないのですけれども、今後エリアを決めて検討していければと思っています。

○会長 そうすれば、今日は、この後運営委員会があるので、そこでもその話でちょっと煮詰めるかな。いいよね、事務局。

○事務局 はい。

○会長 ほかにございませんか。

○全員 なし。

○会長 それでは、証明することとしてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案のほうは終わりましたので、これから報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで。事務局、では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は露天駐車場、用途指定区分は準工業地域、ほか3件、合計4件の4条届出につ

きまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか23件、合計24件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか10件、合計11件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和4年7月の総会において許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和4年8月12日付で調整されましたことをご報告申し上げます。2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、34ページの12番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が10件、5条が44件、合計54件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年8月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

次に、その他ということで、事務局から皆さんに連絡等何かございましたら、お願いします。

○事務局 ないです。

○会長 ないようですので、局長、何か。

○事務局長 ありません。

○会長 ないですか。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第27回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時33分 閉会